

中央区保健医療福祉計画推進委員会設置要綱

平成19年4月9日
19中福管第2号

(設置)

第1条 「中央区保健医療福祉計画」の改定、点検及び評価を行うため、中央区保健医療福祉計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について調査・検討を行い、その結果を区長に報告する。

- 一 中央区保健医療福祉計画の改定に関すること。
- 二 前号に掲げる計画の進捗状況の点検及び評価に関すること。
- 三 その他区長が必要と認めること。

(組織)

第3条 推進委員会は、29人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する。
 - 一 学識経験を有する者 5人以内
 - 二 医療関係団体の構成員 6人以内
 - 三 福祉・教育関係団体の構成員 6人以内
 - 四 公共的団体（前二号に掲げる団体を除く。）の構成員 3人以内
 - 五 区民代表 2人以内
 - 六 福祉サービス事業者 2人以内
 - 七 区職員 5人以内
- 3 区民代表は、公募による。
- 4 推進委員会の下に幹事会を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、選任の日から3年とする。

- 2 委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等及びその職務)

第5条 推進委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 推進委員会は、委員長が招集する。

(定足数及び表決)

第7条 推進委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 推進委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

(関係者等の出席)

第8条 推進委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第9条 推進委員会は、特に非公開とする必要がある場合を除き、公開とする。

(専門部会)

第10条 推進委員会に、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、推進委員会から付託された事項について、専門的に調査研究し、その経過及び結果を推進委員会に報告する。

3 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

4 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者が、その職務を代理する。

(専門委員)

第11条 部会には専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、部会における調査研究に関し、専門的な知識を有する者のうちから、委員長が指名する。

(準用)

第12条 第6条から第9条までの規定は、部会について準用する。この場合において、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第13条 推進委員会の庶務は、福祉保健部管理課において処理する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

2 中央区保健医療福祉計画推進協議会設置要綱（平成13年5月28日13中福児第285号）は、廃止する。

3 中央区第二次保健医療福祉計画検討委員会設置要綱（平成16年2月26日15中福児第1654号）は、廃止する。

4 中央区介護保険事業推進委員会設置要綱（平成14年2月21日13中福介第615号）は、廃止する。

5 中央区障害福祉計画策定委員会設置要綱（平成18年5月23日18中福管第107号）は、廃止する。

附 則（21中福管第578号）

この要綱は、平成21年12月1日から施行する